

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20260707	東和交通株式会社（法人番号3180001017601）代表者今枝和彦	愛知県名古屋市中区辻本通1丁目23番地	本社営業所	愛知県名古屋市中区辻本通1丁目23-7	輸送施設の使用停止（180日車）及び文書警告	道路運送法第20条	令和8年3月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(6)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	44	18
2	20260707	株式会社三交タクシー（法人番号4190001003681）代表者内山宜哉	三重県四日市市新正3丁目3番地6号	伊勢営業所	三重県伊勢市竹ヶ鼻町237番地7号	輸送施設の使用停止（30日車）	道路運送法第13条	令和8年2月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	33	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
3	20260708	愛知つばめ交通株式会社（法人番号 7180301019590）代表者山口貴史	愛知県名古屋瑞穂区彌富通2丁目8番地	和合営業所	愛知県愛知郡東郷町大字和合字前田143番地	輸送施設の使用停止（220日車）及び文書警告	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項	令和8年1月8日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)酒酔い・酒気帯び運行業務(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)事故の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(5)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(10)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(11)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	22	22
4	20260717	株式会社帝産キャブ名古屋（法人番号 2180001012801）代表者林三佳	愛知県名古屋市中区中切町5丁目18番地	本社営業所	愛知県名古屋市中区中切町5丁目18番地	輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告	道路運送法第9条の3第1項	令和8年1月14日及び令和8年4月20日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5	20260722	名鉄交通第一株式会社（法人番号 4180001120643）代表者浅野丈夫	愛知県名古屋瑞穂区浮島町5-1	第一営業基地	愛知県名古屋瑞穂区浮島町5-1	輸送施設の使用停止（70日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項	令和8年1月9日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の作成、備付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	14	7
6	20260728	美濃タクシー株式会社（法人番号 8200001019672）代表者長瀬輝彦	岐阜県美濃市中央10丁目126番地	本社営業所	岐阜県美濃市中央10丁目126番地	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項	令和8年1月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(6)乗務員等台帳の作成、備付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(7)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。